

事 案 調 書 ( 経営会議 経営調整会議 □局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年4月22日(火) 午後 1:30 ~ :

事案担当課 : 下水道整備課(内線3337)

件名	津久井地域における生活排水処理について		□新規	拡充 充実
総合計画の位置付け □有 無	政策名			
	施策名			
条例等制定・改廃 有 □無	条例名等	(仮称) 浄化槽の設置及び管理に関する条例	情報システム関連 □有 無	
提 案 理 由	(背景及び必要性等) 津久井地域の下水道計画区域を全て整備するには、当該区域が広大であり長期にわたることとなるため、早期に水源環境の保全を図ることが困難な状況となっている。そこで、水源地域である津久井地域の地域特性を考慮し、早期整備を目指した生活排水処理について提案するもの。			
概 要	1. 津久井地域における下水道計画区域の見直しについて 2. 浄化槽の整備手法について 3. 今後のスケジュールについて			
事案の 具体的 内容	津久井地域における生活排水処理について 津久井地域における下水道整備の状況について  1. 津久井地域における下水道計画区域の見直しについて ○方針 ・下水道計画区域の見直しを行い、下水道整備区域と浄化槽整備区域を決定する。 ・水源税を活用し、事業期間は平成31年度までとする。 ・下水道整備により人口普及率52%(H18年度末)を67%(H31年度末)にする。 ・下水道整備は、事業認可を取得し整備を行う。  2. 浄化槽の整備手法について ①ダム集水域内 ・下水道計画区域以外は、高度処理型合併浄化槽とし市設置型で行う。 ・放流先は側溝や水路などとし、側溝などが無い箇所は排水管を整備し側溝などに接続する。 ・下水道と同じ分担金や使用料を徴収する。 ②ダム集水域外 ・通常型合併浄化槽を個人で設置するものとし、現行の浄化槽設置補助交付金により対応する。 ・見直し前に下水道計画区域のところは、見直し後も引き続き下水道計画区域とする。  3. 今後のスケジュールについて ○地元説明スケジュール ・5月下旬 地域協議会へ説明 ・6月中旬 地元説明会開催 ・6月下旬 下水道審議会			

事業スケジュール	<p>平成19年度：庁内調整、庁内合意  平成20年度：地元説明会、下水道審議会、下水道計画策定  高度処理型合併浄化槽の整備手法及び放流先の検討  下水道事業認可取得  条例制定（（仮称）浄化槽の設置及び管理に関する条例）  平成21年度：下水道整備及び浄化槽整備</p>																								
経費・事業対象その他	<p>○下水道整備概算事業費 <span style="float:right">単位：億円</span></p> <table border="1" data-bbox="145 398 1428 477"> <thead> <tr> <th>国庫補助金</th> <th>水源税</th> <th>起債事業費</th> <th>分担金、一般</th> <th>事業費合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>111</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table> <p>○高度処理型合併浄化槽（放流先の整備を含む）</p> <table border="1" data-bbox="145 555 1428 633"> <thead> <tr> <th>国庫補助金</th> <th>水源税</th> <th>市費</th> <th>個人分担金</th> <th>事業費合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>114</td> <td>41</td> <td>9</td> <td>192</td> </tr> </tbody> </table>					国庫補助金	水源税	起債事業費	分担金、一般	事業費合計	6	111	18	4	139	国庫補助金	水源税	市費	個人分担金	事業費合計	28	114	41	9	192
国庫補助金	水源税	起債事業費	分担金、一般	事業費合計																					
6	111	18	4	139																					
国庫補助金	水源税	市費	個人分担金	事業費合計																					
28	114	41	9	192																					
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源税は5年毎に見直しがあり、H24年以降は未確定のため、拡充を含め県と協議を進めていく。</li> <li>・浄化槽の設置は個人の敷地となるため、地権者の同意が必要であり、事業の十分な周知徹底を図る。</li> <li>・市設置型浄化槽事業として特別会計が必要であり、下水道特別会計の中で処理する。</li> <li>・市設置型の浄化槽整備に対応する体制づくりが必要となる。</li> </ul>																								
検討経過	<p>H19. 8.14 生活排水に係る関係課長会議  H19. 9. 4 生活排水に係る関係課長会議  H19. 9.28 部内関係課長会議  H20. 1. 8 部内関係課長会議  H20. 2. 4 主管会議  H20. 2.18 主管会議  H20. 3.19 主管会議  H20. 4.17 経営調整会議</p>																								
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>〔 経営調整会議 主管会議での主な意見 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の設置において分担金を徴収することとしており、分担金徴収の条例が必要となるが、条例化の時期はいつになるのか。  ⇒今年度中に条例化し、平成21年度から徴収を予定している。</li> <li>・合併時の協議結果はどうなっているのか。  ⇒合併後3年以内に下水道区域の見直しをすることとしている。</li> <li>・浄化槽設置に係る融資制度について、検討すべきではないか。  ⇒下水道と同様、宅内排水設備には融資制度が必要であると考えている。</li> <li>・都市計画の線引きとの整合はどうなっているのか。  都市計画の線引きとの調整は行っていない。線引き見直しにより市街化区域となれば、下水道として整備する。</li> </ul>																								
〔 経営調整会議の結果 〕 〔 主管会議の結果 〕	<p style="text-align: center;">原案を経営会議に付議する。</p>																								

開催日時 : 平成20年4月22日(火) 午後1:30 ~

事案担当課 : 小田急多摩線・新交通推進課 (内線3143)

件名	新しい交通システムの路線計画案について		□新規	拡充 充実
総合計画の位置付け 有 □無	政策名	「躍動し 魅力あふれる交流拠点都市」をめざして		
	施策名	利便性の高い公共交通網の確立		
条例等制定・改廃 □有 無	条例名等		情報システム関連 □有 無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 平成19年度に実施した新しい交通システム路線計画等策定調査の結果を踏まえ、本年度、予定している幹線快速バスシステム導入基本計画の策定や、今後の都市計画決定に向けた路線計画案について提案するもの。			
概 要	新しい交通システムの路線計画案について			

事案の  
具体的  
内容

1 導入システムの概要について

事業費の低減、事業採算性の確保等の課題に対応するため、リスクマネジメントと早期導入の視点から、段階的な整備手法により、新しい交通システムの導入を図る。

- (1) 先行的な道路整備を行うことにより、導入空間を確保し、幹線快速バスシステム(BRT)\*の導入を目指す。
- (2) 幹線快速バスシステムの導入後、需要の動向や事業採算性を見極めてから、デュアルモードバス等の新交通システムへの移行を目指す。

\*幹線快速バスシステム(Bus Rapid Transit)

バス専用走行路等の設置や公共車両優先信号システム(PTPS)等を組み合わせ、バスの良好な走行環境を確保し、定時性や速達性の向上が図られた利便性の高いバス輸送システム。

2 路線計画案について

- (1) 市道磯部大野  
道路整備(拡幅)により導入空間を確保する。
- (2) 構想路線弥栄上鶴間線、(都)上鶴間線  
道路整備(新設)により導入空間を確保する。
- (3) (主)相模原町田  
(主)相模原町田に併設した道路整備により導入空間を確保する。
- (4) 相模大野駅周辺  
既存道路にTDM施策などと併せて、導入空間を確保する。



事業スケジュール	<p>平成20年度 幹線快速バスシステム（BRT）導入基本計画策定  平成21年度～ 都市計画決定  平成22年度～ 用地測量、用地取得、道路及びBRT施設設計、道路及びBRT施設整備など  平成28年度 幹線快速バスシステム（BRT）開通（目標）</p>
経費・事業対象その他	<p>先行検討区間 約8km 相模大野～北里～原当麻</p>
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備事業手法や支障物件の取り扱いの検討</li> <li>・特別緑地保全地区等の周辺環境との整合</li> <li>・市民との合意形成</li> <li>・財源の確保</li> <li>・既存バス路線の再編</li> <li>・事業推進体制の確立</li> <li>・沿道の土地活用</li> </ul>
検討経過	<p>平成12・13年度 都市モノレール等調査  平成17年度 導入実現化調査（事業手法及び事業採算性等検討調査）  平成18年度 新しい交通システム導入アクションプログラム作成調査委託  平成19年 5月 8日 都市づくり調整会議（18年度報告、19年度取り組み）  5月10日 局経営会議（18年度報告、19年度取り組み）  平成20年 3月27日 主管会議</p>
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>【■経営調整会議 主管会議での主な意見】  この事案で、路線計画が決まっていくものなのか？  市道磯部大野は道路拡幅、構想路線弥栄上鶴間線は道路新設及び導入ルートのか考え方、（主）相模原町田区間は既存道路に併設した道路整備により、幹線快速バスシステム（BRT）の走行空間を確保する方法や相模大野駅周辺への導入について基本的な考え方をまとめ、幹線快速バスシステム（BRT）導入基本計画に反映するものである。  相模大野駅周辺へ地表面の導入は、定時性の確保が難しく、一般交通への影響などが懸念される。  事業費の比較や早期導入の視点から、TDM施策の実施と併せて、地表面への導入を検討しており、歩行者デッキを整備し、歩行者と一般車両を分離することにより、交通処理が可能と考えている。また、本年度、幹線快速バスシステム（BRT）導入基本計画を策定する中で、交通流動などの詳細な検証をする予定である。  運営主体などの考え方は？  運行主体は未定だが、走行路の整備を市が行う上下分離方式を考えている。また、運行スケジュール等の公的関与について検討を進める必要があると考えている。</p>
【■経営調整会議の結果】 【 主管会議の結果】	<p>原案を経営会議に付議する。</p>

事 案 調 書 (  経営会議  経営調整会議  局経営会議 )

(様式2)

開催日時 : 平成20年 4月22日 (火) 午前・ 午後 1:30 ~ :

事案担当課 : 建築指導課 (内線3427)

件名	相模原市耐震改修促進計画の策定について		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 充実
総合計画の位置付け <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	政策名	災害に強いまちづくり		
	施策名	防災対策の強化		
条例等制定・改廃 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	条例名等		情報システム関連 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
提 案 由	耐震改修促進法に基づき、災害に強いまちづくりの促進を目的とした「相模原市耐震改修促進計画」(案)についてパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて策定するもの。また、市民の防災意識の高揚を図るため地震防災マップを作成するもの。			
概 要	1 「相模原市耐震改修促進計画」の策定について 2 「相模原市耐震改修促進計画」(案)に寄せられたパブリックコメントの結果について 3 「相模原市地震防災マップ(揺れやすさマップ)」の作成について			
事案の具体的内容	1 「相模原市耐震改修促進計画」の策定について 資料1参照 2 「相模原市耐震改修促進計画」(案)に寄せられたパブリックコメントの結果について 資料2参照 (1) 実施期間 : 平成20年2月5日~平成20年3月5日 (2) 結 果 : 提出件数3件、意見数11件 3 「相模原市地震防災マップ(揺れやすさマップ)」の作成について 資料3参照 ・揺れやすさマップについてインターネットによる公開の実施			

事業スケジュール	<p>平成20. 4月 経営会議  平成20. 4月 議会への資料提供、公表  平成20. 9月 地震防災マップ（揺れやすさマップ）公開</p>
経費・事業対象その他	<p>平成20年度必要経費  ・地震防災マップのインターネット配信経費（2,100千円）</p>
事業実施にあたっての課題	<p>・地域防災計画など既往の防災上の関連計画との整合</p>
検討経過	<p>・平成17年度、18年度  既存建築物総合防災対策推進計画、耐震改修促進実施計画の改定  ・平成19年7月 耐震改修促進計画作成の取り組み体制に係る主管会議  ・平成19年10月 耐震改修促進計画（案）第1章～5章の中間報告と方向性確認に係る主管会議  ・平成19年12月 耐震改修促進計画（案）及び地震防災マップに係る主管会議  ・平成20年1月 耐震改修促進計画（案）及び地震防災マップに係る局経営会議</p>
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>〔<input type="checkbox"/>経営調整会議 <input type="checkbox"/>主管会議での主な意見〕</p> <p>○ 耐震化の促進方策の実効性を高めるため、従来にも増して積極的な施策展開が求められている。  また、重点的に耐震化を図るべき地域等については、今後の課題として促進施策の充実を検討する必要があるのではないか  → 「地震防災マップ（揺れやすさマップ）」の公表・活用のほか、地域防災に係る取り組み等とも連携し普及・啓発の強化に努めていく。  重点地域の促進施策の充実については、計画施行後の国、県等の動向や耐震化の促進の状況等を勘案し検討していくこととしている。</p> <p>○ 地震時に通行を確保すべき道路に関して、神奈川県耐震改修促進計画に定める国県道のほか、本市の地域防災計画に定めている緊急輸送路についても位置づけを明確にするべきではないか。  → 地域防災計画の改定を受けて検討することとしていたが、本計画（案）において、現行の地域防災計画で定める緊急輸送路についても、地震時に通行を確保すべき道路として位置づけを明確にするよう修正する。</p> <p>○ 「地震防災マップ（揺れやすさマップ）」の公表にあたっては、市民に解かりやすい表現・内容とするよう工夫してほしい。  → 市民周知に向けて表現・内容をさらに工夫するとともに、市民に必要以上の不安を与えないよう留意する。</p>
〔 <input checked="" type="checkbox"/> 局経営調整会議の結果〕 〔 <input type="checkbox"/> 主管会議の結果〕	<p>原案を一部修正しパブリックコメント実施後、経営会議に付議する。</p>

## 相模原市耐震改修促進計画（案）の概要

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では多くの方の尊い生命と財産が奪われました。その後も各地で大規模地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

こうした大規模地震から人的・経済的被害を軽減させるために、建築物の耐震性の向上を計画的に促進することが求められており、本市においても平成18年1月26日に改正・施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）第5条第7項に基づき、国の基本方針及び神奈川県耐震改修促進計画を勘案し相模原市耐震改修促進計画を策定するものです。

## 計画の目的等

## 〔目的〕

本計画は、住宅など建築物の耐震化の促進を図ることにより、地震災害から市民の生命と財産を守り、災害に強い安全なまちづくりを目的とするものです。

## 〔計画期間〕

平成20年度～平成27年度（8カ年）

## 〔対象地域〕

市内全域

## 〔対象建築物〕

右記の市有建築物及び民間建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合しない建築物。

## 〔新耐震基準とは〕

- 宮城県沖地震（昭和53年）等の経験から建築基準法施行令の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月1日に改正施行されました。改正された基準を「新耐震基準」と呼び、改正前の基準を「旧耐震基準」と呼んでいます。

注）本計画の対象とする市有特定建築物及び防災計画上重要な市有建築物を「市有公共建築物」としています。

## ■対象とする建築物

分類	内容
住宅	戸建て住宅、共同住宅
特定建築物	耐震改修促進法第6条に定める市有建築物及び民間建築物（※）
防災計画上重要な市有建築物	相模原市地域防災計画に定める災害対策活動拠点施設、避難所施設、救護医療活動施設等防災上重要となる市有建築物

## 〔※〕〔耐震改修促進法第6条で規定されている建築物〕

- 学校や体育館、病院、劇場など、多数の市民などが利用する建築物で一定の規模以上（3階以上かつ延床面積が1,000㎡以上など）の建築物
- 消防法（昭和23年法律第186号）や危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に規定する危険物で一定数量以上の貯蔵・処理施設
- 地震によって倒壊した場合、県計画において神奈川県地域防災計画における「緊急交通路指定想定路線」を基本に位置づけられた道路を閉塞するおそれのある建築物

## 耐震化の現状と目標

## 耐震化の現状

## ○住宅（平成19年3月末）

	全棟数	耐震化率
戸建て住宅・共同住宅	約154,000棟	約73%

## ○特定建築物（平成19年3月末）

	全棟数	耐震化率
多数の人が利用する建築物	約1,950棟	約93%

※原則として3階以上かつ延べ床面積1,000㎡以上（幼稚園、保育所は延べ床面積500㎡以上）

## ○市有公共建築物（平成19年3月末）

	全棟数	耐震化率
本計画で位置付ける建築物	561棟	97.3%

## 〔耐震化率とは〕

- 新耐震基準で建築された建築物と新耐震基準以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合する建築物の合計が、建築物全体に占める割合をいいます。

## 耐震化の目標

国と県の目標、耐震化の現状を踏まえ、対象建築物の耐震化の目標（平成27年度）を以下のとおり定めます。

## ○住宅：耐震化率90%

- 約6,000棟の耐震改修などの耐震化が必要と推計

## ○特定建築物：耐震化率95%

- 40棟の耐震改修などの耐震化が必要と推計

## ○市有公共建築物：耐震化率100%

- 本計画で位置付ける全ての建築物について耐震化を図ることを基本とします。

## 耐震化を促進するための施策

耐震化の促進は、建築物の所有者や管理者が意識して耐震対策に取り組むことが必要であり、民間建築物の所有者等に対して下記の施策を総合的かつ効果的に展開します。

### ○建築物の耐震化に係る啓発及び知識の普及

- ・啓発資料の配布による普及・啓発／広報やホームページを活用した普及・啓発／講演会・シンポジウム等の開催／特殊建築物の所有者への啓発／耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物の所有者への啓発／地震揺れやすさマップの公開

### ○安心して耐震化を促進できる環境整備

- ・相談窓口の充実／耐震診断技術者の養成等

### ○耐震診断及び耐震改修を促進するための支援策

- ・木造住宅等の耐震診断・耐震改修の支援／マンション等の耐震診断・耐震改修の支援／民間特定建築物の支援策の検討

### ○その他の地震時における建築物等の安全対策

- ・建築物からの落下物対策／ブロック塀等の安全対策／家具の転倒防止対策／エレベーターの安全対策

## 耐震化を促進するための指導等

### ○指導・助言の実施（耐震改修促進法第7条第1項）

- ・特定建築物の所有者や管理者に対して、耐震診断や耐震改修の必要性について指導・助言を行います。

### ○指示の実施（耐震改修促進法第7条第2項）

- ・特定建築物の所有者が、必要な耐震診断や耐震改修を行っていない場合は、必要な指示を行います。

### ○公表の実施（耐震改修促進法第7条第3項）

- ・特定建築物の所有者が、正当な理由がなく指示に従わない場合には、広報紙やホームページ等により公表します。

### ○除却、改築、修繕等の勧告・命令（建築基準法第10条）

- ・特定建築物が、保安上著しく危険な状態の場合は、その建築物の所有者や管理者等に対して、除却、改築、修繕等の勧告・命令が出されます。

### ○耐震診断等を行うべき特定建築物等の管理・指導等

- ・耐震診断や耐震改修の実施状況を把握し、耐震診断等を行うべき対象建築物の台帳化を図り管理します。

## 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

神奈川県耐震改修促進計画に位置づけられた「緊急交通路指定想定路線」を本計画においても、耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける道路として位置づけ、沿道の特定建築物を対象に耐震化の促進を図ります。また、相模原市地域防災計画で指定した緊急輸送路の沿道建築物についても耐震化の促進に努めます。

## 重点的に耐震化を促進すべき区域に関する事項

住宅が密集している地域や旧耐震設計基準の建築物が多い地域については、自治会・地域住民等との連携を図りながら、耐震化の必要性に関する普及・啓発に努めます。

## 相模原市耐震改修促進計画（案）に対する パブリックコメントの概要

1. 提出件数        3件     意見数 11件
2. 対応について
  - ・ 計画案に掲載・・・・・・・・・・ 1件
  - ・ 施策展開の中で検討・・・・・・・・ 4件
  - ・ 今後の取り組みの中で参考・・・・ 4件
  - ・ 策定趣旨の範囲外・・・・・・・・ 2件
3. 要旨と対応

主な意見等	意見数	対応
-------	-----	----

第4章 建築物の耐震化の現状と対策必要量に関する意見		
①住宅の耐震改修棟数に関する説明要望 ・ 考え方及び算定根拠	1件	計画案に記載（11頁）

第5章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する意見		
1. 建築物の耐震化に係る啓発及び知識の普及に関する意見		
①PR強化に関する意見 ・ 耐震化の必要性や制度紹介のPR強化	1件	施策展開の中で検討
②情報提供の充実に関する意見 ・ 耐震改修器具情報等安全対策情報の充実 ・ 耐震改修費用に関する情報の充実	2件	施策展開の中で検討
2. 安心して耐震化を促進できる環境整備に関する意見		
①相談機能等の充実に関する意見 ・ 公民館・自治会館等での常設相談・申請の実施	1件	施策展開の中で検討
3. 耐震診断及び耐震改修を促進するための支援策に関する意見		
①耐震診断の無料化・助成率の引き上げの要望	1件	今後の取り組みの参考
②助成対象の拡大に関する意見 ・ 増築部を除く旧耐震基準建築物への助成適用 ・ 1階部のみの耐震化を実施する場合の助成の適用	2件	今後の取り組みの参考
4. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関する意見		
①合理的な耐震診断基準の検討の要望	1件	策定の趣旨の範囲外
②工事立会人の位置づけ・役割の明確化に関する要望	1件	策定の趣旨の範囲外

計画に関するその他の意見		
①計画の実効性・実現性に関する要望	1件	今後の取り組みの参考

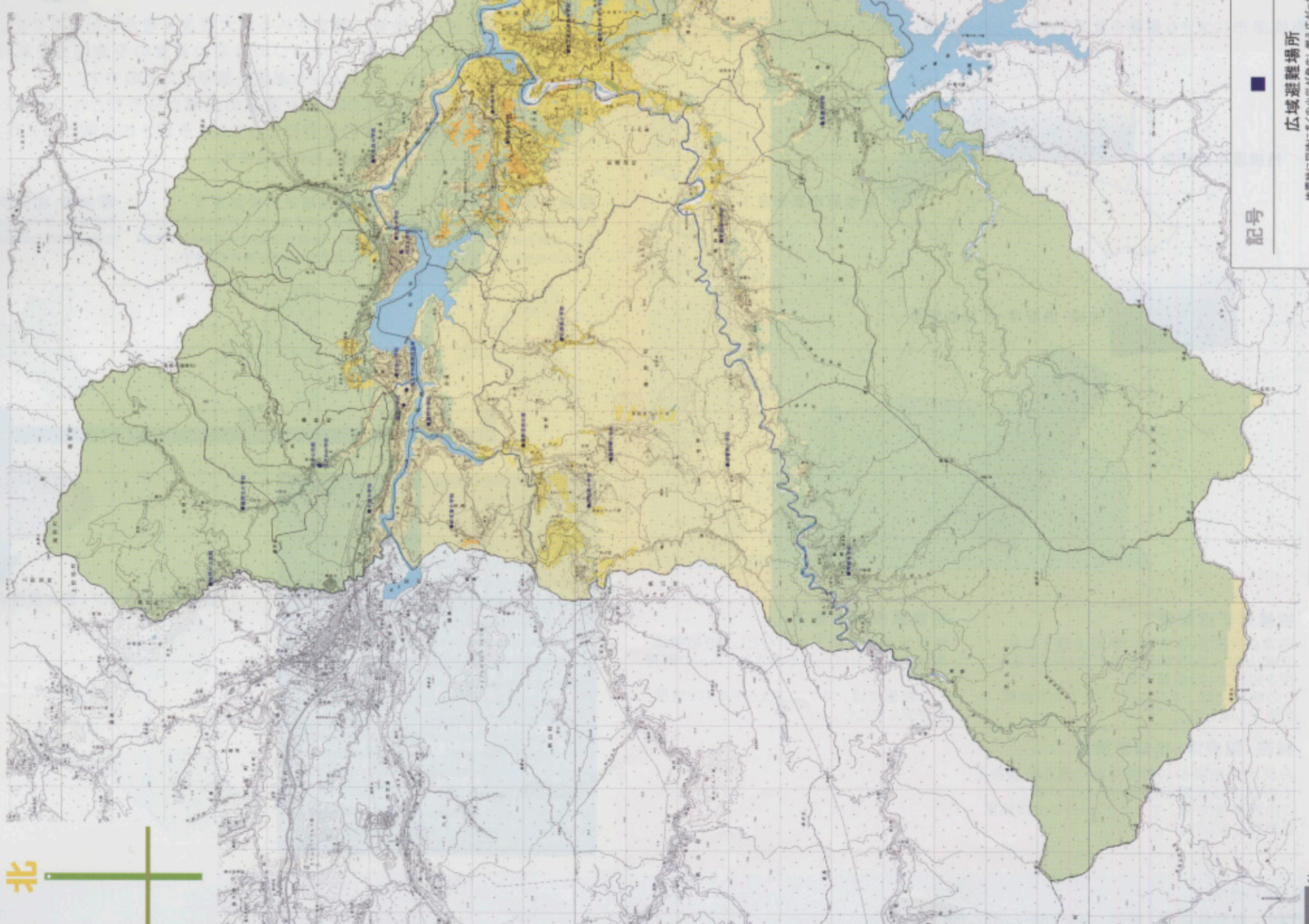
意見数

合計

11件



# 相模原市 揺れやすさマップ



## 4 地震の大きさ=震度 とは何か？

地震が起こったとき、ある場所での揺れの程度を表すのが震度です。震度の決め方は国によって異なり、わが国では気象庁が定めた震度階級によって震度を表しています。従来は震度0から7までの8階級でしたが、平成8年10月からは震度6と5をそれぞれ6弱・6強、5弱・5強に分けて10階級に改訂されました。

気象庁が発表する震度は、従来は気象庁の職員が体に感じたゆれの強さや周囲の被害状況などから判定していましたが、最近では震度を観測するための「震度計」が設置され、この計測値（「計測震度」と言います。）をもとに、震度を決めるようになっていきます。

凡例

震度階級

震度7

震度6強

震度6弱

人間

屋内の状況

屋外の状況

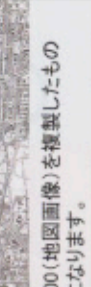
揺れやすさマップは、地域に影響の大きい3つの地震について、それぞれ震度分布を作成し、50メートルメッシュ毎に震度の最大値を表現しています。全域が同時にこの震度になることを表現しているものではありません。

記号

■ 広域避難場所

● 避難所

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図250000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業理、第4号）この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認が必要になります。



事 案 調 書 ( 経営会議 経営調整会議 □局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年 4月22日(火) 午後 1:30 ~ :  
 事案担当課 : スポーツ課 (内線 5235 )

件名	(仮称)相模原市立相模原球場条例(案)について		新規	□拡充 充実
総合計画の位置付け □有 □無	政策名			
	施策名			
条例等制定・改廃 有 □無	条例名等	(仮称)相模原市立相模原球場条例(案)	情報システム関連 有 □無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 県立相模原球場が平成21年4月に、県から市に移譲されることに伴い、(仮称)相模原市立相模原球場条例(案)の骨子について提案するもの			
概 要	県立相模原球場を市立球場とすることから、条例により、施設名称、利用期間、利用時間、施設使用料、使用料の減免、指定管理者等について規定するもの			

事案の  
具体的  
内容

- 移譲に関する経過  
 県立相模原球場は、昭和62年4月、市の淵野辺公園内に神奈川県が設置した。  
 設置後20年が経過する中で、県・市で協議を行い、県が施設を改修した上で市に移譲することで基本合意した。  
 移譲は、平成21年4月当初を予定しており、県は平成20年度当初予算に改修費3億円を計上し、平成20年9月から平成21年3月の間に改修工事を実施する予定である。  
 市としては、移譲後直ちに市立球場として供用開始するため、(仮称)相模原市立相模原球場条例(案)を平成20年6月議会に上程し、議会の承認を得ていくものとする。
- 条例整備に関する基本的な考え方
  - 条例については、都市公園条例への位置づけではなく、単独の条例「(仮称)相模原市立相模原球場条例」により位置づける。
  - 施設名称については、現在の名称である「相模原球場」が市民や利用者に馴染んでいること、また当該球場を市を代表する野球場として活用することから、名称は、引き続き「相模原球場」とする。
  - 市民サービスの向上を図るため、相模原市総合情報システムによる利用予約が可能な施設とする。(市民優先利用)  
 また、市民が高校・大学・社会人及びプロ野球の競技を観戦できる施設として活用を図る。
  - 効率的な運営と収益の確保を図るため、周辺スポーツ施設との一体管理を行ない、施設の管理運営については指定管理者制度を導入する。  
 また、球場内への広告掲出の募集などにより収益の確保に努める。
  - 使用料については、市民・市民以外とも同額とする。(申込み開始時期で市民優先とする)

3 条例(案)骨子

項目	(仮称)相模原市立相模原球場条例(案)	(県立相模原球場条例)
設置	スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため設置する	スポーツの振興を図り、併せて県民にレクリエーションの場を提供し、県民の心身の健全な発達に寄与するため設置する
休場日	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月29日～翌年の1月3日までの日</li> <li>教育委員会が定める日</li> <li>指定管理者の定める日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月29日～翌年の1月3日までの日</li> <li>指定管理者の定める日</li> <li>月曜日、休日の翌日</li> </ul>

時間 開場	・午前8時30分～午後9時30分		・午前9時～午後9時					
	グラウンド 使用料	・入場料を徴収しない場合 2時間につき 6,900円 ただし、業として催し等に利用する場合 2時間につき 13,800円		→2時間につき 6,900円 →2時間につき 13,840円				
		・入場料を徴収する場合 1日につき徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が89,700円未満の場合は、89,700円		83,150円				
	付属する 施設使用料	・本部室	1時間につき	650円	1時間につき	680円		
		・役員室	1時間につき	650円	1時間につき	680円		
		・審判員室	1時間につき	650円	1時間につき	680円		
		・会議室	1時間につき	650円	1時間につき	680円		
		・グラウンド 照明設備	全部を点灯	30分につき	6,900円	全部を点灯	30分につき	6,925円
			1/2を点灯	30分につき	3,450円	1/2を点灯	30分につき	3,460円
			1/3を点灯	30分につき	2,300円	1/3を点灯	30分につき	2,305円
・スコアボード		1時間につき	1,000円	1時間につき	910円			
・放送設備		1時間につき	650円	1時間につき	680円			
・屋内練習場		1面1時間につき	450円	1面1時間につき	450円			
ただし、グラウンドと併せて利用しない場合		650円		ただし、グラウンドと併せて利用しない場合		680円		
・体育室	専用で使用する場合		専用で使用する場合		専用で使用する場合			
	午前9時～午後9時	2,850円	午前9時～午後9時	2,880円	午前9時～午後9時	2,880円		
午前9時～午後零時	850円	午前9時～午後零時	850円	午前9時～午後零時	850円			
午後1時～午後5時	1,150円	午後1時～午後5時	1,150円	午後1時～午後5時	1,150円			
午後6時～午後9時	850円	午後6時～午後9時	850円	午後6時～午後9時	850円			
個人で使用する場合		個人で使用する場合		個人で使用する場合				
大人	1人1回	100円	高校生以上	1人1回	110円			
小人	1人1回	50円	中学生以下	1人1回	50円			
減免 使用料の	・教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる (中学校が実施する大会、県高等学校野球大会、高校定時制通信軟式野球大会、神奈川大学野球連盟大会等)		・県又は市町村が体育行事を行うとき ・公共的団体が青少年を対象とする体育行事を行うとき ・その他教育委員会が必要と認めるとき					
管理 指定	・教育委員会が指定する指定管理者による管理		・教育委員会が指定する指定管理者による管理					
スケジュール ユ	H.20.4.16	教育行政調整会議	H.20.6	6月議会				
	H.20.4.17	経営調整会議	H.20.7	指定管理者の応募				
	H.20.4.22	経営会議	H.21.3月末	移譲協定書締結				
	H.20.5	教育委員会定例会	H.21.4.1	県から移譲・市立球場として供用開始				
経費等	通常経費							
	歳入見込	使用料	11,000	千円				
歳出見込	管理運営経費	55,000	千円					
課題	・利用状況を見極め、効率的な運営と収入確保策の検討							
	・運営管理方法等のスムーズな移行（利用申込み手続き等）							
	・平成18年12月～ 県・市の事務レベルで協議を開始							
経過 検討	・平成19年10月15日 県・市で移譲に関する基本方針を定める							
	・平成19年11月15日 県・市で移譲に関する基本合意書を取り交わす（翌日県・市で同時に記者発表）							
	[ 経営調整会議 主管会議での主な意見 ]							
経営調整会議 の意見	・○課題にもある、効率的な運営(指定管理者制度を含め)、収入の確保について明確にする							
	・○設置について、県立球場では「レクレーションの場～」と明記されていたが、市立球場では明記されていないが、これはスポーツ振興のみの活用ということか。							
	利用料金制度に準じた扱いをし、レクレーション等広く活用を図っていく。							
[ 経営調整会議の結果 ]		原案を経営会議に付議						
[ 主管会議の結果 ]								